

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第16号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年秋田市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号イ中「および4級」を削る。

別表第13初任給の欄中「1級25号俸」を「1級29号俸」に、「1級15号俸」を「1級19号俸」に、「1級5号俸」を「1級9号俸」に改める。

別表第14初任給の欄中「1級9号俸」を「1級13号俸」に改める。

別表第15初任給の欄中「2級15号俸」を「2級19号俸」に、「2級1号俸」を「2級5号俸」に、「1級17号俸」を「1級21号俸」に、「1級7号俸」を「1級11号俸」に、「1級11号俸」を「1級15号俸」に、「1級1号俸」を「1級5号俸」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。